

令和6年度事業計画書

公益社団法人 にいがた被害者支援センター

項目	事業内容
1 事業方針	犯罪等により被害を受けた被害者やその家族及び遺族に対し、支援活動員による被害者支援活動を行うとともに、県民に対する広報啓発活動を推進し、被害者支援の必要性や重要性を呼び掛け、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者支援の輪を広げる。
2 事業内容	<p>にいがた被害者支援センターは、上記方針に基づき、関係機関、団体等と連携を図りながら次の活動を行うとともに、新潟県からの委託事業である性暴力被害者支援センターにいがたの業務を推進する。</p> <p>(1) 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談事業…《公1事業》 (2) 犯罪被害者等への直接的支援事業……………《〃》 (3) 犯罪被害者等自助グループへの支援事業……………《〃》 (4) 犯罪被害者等給付金裁定申請手続補助事業 ……《〃》 (5) 犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発事業……《公2事業》 (6) 相談員・直接支援員の育成及び研修事業………《公3事業》</p>

3 各事業別計画

事業内容	実施予定期等	実施予定場所
(1) 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談事業		
ア 電話相談	電話相談員による無料電話相談を実施するとともに、必要に応じて関係機関、団体を紹介する。 ・原則2名で対応	毎週月～金曜日 10:00～16:00（但し、祝日及び年末年始を除く。） 新潟ユニゾンプラザハート館
	全国ネットワークのナビダイヤル（0570-783-554）を活用して夜間電話相談を実施する。（平成30年4月1日開始）	年末年始を除く 7:30～22:00 全国被害者支援ネットワーク
イ 性暴力・性犯罪被害電話相談	専用電話により性暴力・性犯罪被害に精通した電話相談員が対応する。 ・原則2名で対応	毎週月～金曜日 9:00～17:00 (但し、祝日及び年末年始を除く。) 新潟ユニゾンプラザハート館
	平日の17:00～翌日9:00及び土・日、祝日の24時間、国で委託した民間コールセンターを活用し電話相談を実施する。	通年
ウ 面接相談	面接相談を実施して相談を受けるとともに、被害者に最適な専門的援助方策や解決策を共に考えるなどのサポートを行う。 ・原則2名で対応 ・被害者等から金銭的負担を感じ旅費の支給を受けたいとの申し出があった場合は旅費実費額を支給する。	毎週月～金曜日 10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く。) 新潟ユニゾンプラザハート館
エ メールによる相談	メールによる相談を実施するとともに、必要に応じてメールでの回答、電話相談、面接相談を実施する。	常時開設
スーパー オバイザー の活用	相談業務に関して相談員等に必要なメンタルケアや指導助言を行うため、スーパーバイザー（臨床心理士）を活用する。	
(2) 犯罪被害者等への直接的支援事業		

<p>面接相談等で支援が必要と判断した被害者等に対し、裁判所、警察署、産婦人科医等への付添い、家事手伝い等の生活支援及び必要により臨床心理士による心理相談や弁護士法律相談等の直接的な支援を行う。</p> <p>① 被害者等が、裁判傍聴、弁護士相談、心理相談等を受けるに当たり、金銭的負担を感じ旅費の支給を受けたいとの申し出があった場合は、旅費実費額を支給する。</p> <p>② 弁護士相談費用助成を実施する。</p> <p>③ 心理相談費用助成を実施する。</p> <p>④ 産婦人科医療費用助成を実施する。</p> <p>⑤ 精神科医療費用助成を実施する。</p> <p>(医療費公費支出制度適用を除く)</p>	<p>毎週月～金曜日 10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く。)</p>	<p>県内等</p>
<p>(3) 犯罪被害者等自助グループへの支援事業</p> <p>同じような辛い体験をした被害者同士が互いの体験を語り、感情を分かち合う目的に集う「自助グループ」(ひまわり)に対して支援を行うとともに趣味を通じて交流の輪を広げるイベントとして6月2日の自助グループではバルーンアートを計画している。</p>	<p>開催日 6回 5月12日、6月2日 7月 7日、9月15日 10月27日、3月9日 (日曜日13:30～15:30)</p>	<p>新潟ユニゾンプラザ</p>
<p>(4) 犯罪被害者等給付金裁定申請手続補助事業</p> <p>申請者の負担軽減のため、複雑な犯罪被害者等給付金申請手続きの補助を行う。</p>	<p>随時</p>	<p>新潟ユニゾンプラザハート館</p>
<p>(5) 犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発事業</p> <p>ア 広報紙を発行し、県内各市町村等関係機関、支援者等に配布し、支援センターの活動内容等の情報発信を行う。</p> <p>・広報紙「支援センターだより」年2回発行</p> <p>イ リーフレット、チラシ等の広報資料を作成し、関係機関への配布、講演時、パネル展及び各種イベント等を利用して配布する等の広報活動を行う。</p> <p>性暴力被害者支援センターにいがたに関するリーフレット、小冊子、カード等広報資料を作成し、上記活動に準じた広報活動を行う。</p> <p>小学校1年生から高等学校3年までの児童・生徒全員に性暴力被害者支援カードを配布する。</p>	<p>7月、2月 通年 通年</p>	<p>県内 県内 県内</p>
<p>ウ センターの存在を広く県民に知ってもらうため、マスメディア等による広報を行うとともに市町村広報紙の活用を図る。</p>	<p>・新聞広告 4回</p>	<p>県内</p>
<p>エ ホームページにより、必要な情報を分かりやすく発信する。ホームページのリニューアルを検討する。</p>	<p>通年</p>	<p>ホームページ</p>
<p>オ SNS (Twitter、LINE、ヤフーブラウザ等)を活用した広報を行う。</p>	<p>通年</p>	<p>ホームページ</p>
<p>カ 当センター周知を目的にバス車内放送広告をする。</p>	<p>バス車内放送～通年</p>	<p>新潟交通(上所・水島町線等)</p>
<p>キ 当センター周知を目的に、JR東日本県内各路線電車内に広報ポスターを掲示する</p>	<p>電車内ポスター掲示</p>	<p>JR東日本県内各路線</p>
<p>ク 「犯罪被害者支援フォーラム」2024inにいがたの共同開催 主催:県、県警、当センター 開催日 11月30日(土) 基調講演、県警音楽隊コンサート、パネル展示</p>	<p>11/30(土)</p>	<p>新潟市江南区文化会館</p>
<p>ケ 各警察署被害者支援連絡協議会、行政機関、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等各機関・団体での講演等を通じて広報に努める。</p>	<p>通年</p>	<p>県内</p>
<p>(6) 相談員・直接支援員の育成及び研修事業</p> <p>ア 被害者支援に関わる分野の講師を招いて、継続講座を実施し、支援活動員の質的向上を図る。</p> <p>継続・直接支援研修計画(案)～別紙1のとおり</p>	<p>・継続研修 (第2火曜日) 年間12回開催 ・直接支援研修 年間6回開催</p>	<p>新潟ユニゾンプラザ</p>

	<p>イ 採用時養成講座の開設 にいがた被害者支援センター及び性暴力被害者支援センターにいがた双方で支援活動をする支援活動員を確保する必要があることから、採用時養成講座を開設する。第9期支援活動員採用時養成講座予定表～別紙2のとおり</p> <p>ウ 支援活動員のスキルアップを図るため、全国被害者支援ネットワーク主催等の各種研修会に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東・甲信越ブロック研修会（上期、下期質の向上研修）～当番センター：被害者支援センターすてっぷぐんま ・全国フォーラム・秋期全国研修会 ・全国コーディネーター研修会等 	<p>4月～5月 募集</p> <p>6月～10月 養成講座</p> <p>11月～3月 研修</p>	新潟ユニゾンプラザ
		通年	
4 性暴力被害者支援センターにいがたの運営	<p>○被害者のニーズに寄り添った支援活動を推進するための支援活動員の人材育成に努める。</p> <p>○内閣府の性犯罪・性暴力対策の強化の方針により、電話相談受理について国で365日、24時間対応を実施している。ただし平日9:00～17:00は各県での対応となっており、同方針に基づき当センターの電話相談受理を平日9:00～17:00とし、夜間休日はコールセンターと連携して24時間体制を保持している。</p> <p>○性被害に係る医療機関受診等について産婦人科医会等関係機関団体等との連携を図る。</p> <p>○県及び警察署被害者支援連絡協議会、関係機関団体等各種会合での広報、行政機関窓口等への広報資料の配付、小・中学校・高校及び特別支援学校の全児童、生徒を対象とした広報資料（性暴力防止用カード）の配布、SNSによる広報、マスメディアを活用した効果的な広報活動により広く支援センターの周知を図る。</p>		
5 市町村犯罪被害者等支援条例制定に伴う活動	<p>○犯罪被害者等支援に関する具体的施策の策定に関し、パブリックコメントの場を利用するなど積極的な意見具申に努める。</p> <p>○各種広報啓発活動を通じて条例の周知に努める。</p> <p>○市町村条例について、県、県警及び関係機関団体と連携し、各市町村に働きかけ速やかな制定に努める。</p>		
6 財政基盤の整備	<p>充実した被害者支援活動を推進していくためには、基本となる財政基盤の安定が不可欠であり、そのために各種会合での広報活動時に賛助会員、被害者支援自動販売機及びホンデリング等の拡大に努めるとともに、行政機関等関係機関団体に被害者支援の強化を働きかける。</p>		
7 その他の事業	<p>○社員総会 令和6年5月</p> <p>○理事会 令和6年4月23日(火)、10月、令和7年3月</p>		